

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例の一部改正)

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例(平成28年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第16条第3号及び第4号並びに第17条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等

一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第17条第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第3項(第3号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。